

主 文

被告人Aを懲役2年及び罰金30万円に、被告人Bを懲役1年6月及び罰金20万円に処する。

被告人兩名においてその罰金を完納することができないときは、金5000円をそれぞれ1日に換算した期間、その被告人を労役場に留置する。

この裁判が確定した日から、被告人Aに対し4年間、被告人Bに対し3年間、それぞれその懲役刑の執行を猶予する。

訴訟費用は被告人Bの負担とする。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人兩名は、名古屋市所在の古物店「C」において、買取等の業務に従事していたものであるが、共謀の上、法定の除外事由がないのに、平成30年11月5日午後2時46分頃から同日午後3時13分頃までの間に、同店において、Dから、同人が窃取した腕時計1個（時価約10万円相当）を、それが盗品であると知りながら、他の商品2点を含めた代金合計4万円で買い受け、もって盗品を有償で譲り受けるとともに、犯罪収益等を収受した。

(量刑の理由)

本件当時、被告人Aは判示古物店の店長、被告人Bは同店の従業員であったが、同店の利益を上げようとして本件に及んだと認められる。その動機は利欲的かつ身勝手で、窃盗被害者による被害品の追求を困難にし、換金目的による窃盗等の犯罪を助長するおそれのある犯行であり、強い非難に値する。あえて窃盗犯人である売却者とは異なる名義で買取をするなど、手口は巧妙で、常習性、職業性がうかがわれる。本件を主導した被告人Aの責任は重く、また被告人Aの指示に漫然と従って本件買取を実行した被告人Bの責任も軽くみることはできない。

他方、被告人兩名が本件を認めて反省の言葉を述べていること、判示古物店の経営者が出廷し、今後は被告人兩名を古物業には関わらせず、兩名とも雇用を継続し

て監督する旨誓っていること，被告人Aの妻が出廷して同被告人の監督を誓っており，被告人Bについても両親の指導監督が期待できること，被告人兩名とも前科がないことなど，被告人兩名のために酌むべき事情が認められる。

これらの諸事情を総合考慮すると，本件においては，被告人兩名に対し，それぞれ主文の懲役刑及び罰金刑に処した上，今回に限りその懲役刑の執行を猶予し，社会内における更生の機会を与えることが相当であると判断した。

（求刑 被告人Aにつき懲役2年及び罰金30万円，被告人Bにつき懲役1年6月及び罰金20万円）

令和元年7月23日

名古屋地方裁判所刑事第4部

裁判官 西 澤 恵 理